四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
清水川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県にかほ市象潟町横岡
字滝　一番　一号
八番一　十一号から十三号まで
字山ノ下　五四番　二号から四号まで
字鳥越　七番三　五号から八号まで
八番三　九号及び十号
字田ノ上　一番　十四号及び十五号
字無沢　二九番　十六号及び十七号
字宮ノ前　一四番　十八号
一五七番地先河川敷　十九号及び二十号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小杉崎沢川及び梯子滝沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を平成二十一年国土交通省告示第四百二十一号で指定した第一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百二十六号で指定した第四十四号に掲げる土地の区域を除く。）
秋田県仙北郡美郷町浪花
字小杉崎　七〇番二　一号から四号まで
七〇番七　五号から七号まで
字畑ケ沢　二一番七　八号及び九号
二一番二七　十号及び十一号
二一番六
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十一年国土交通省告示第四百二十一号で指定した第一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百二十六号で指定した第四十四号に掲げる土地の区域を除く。）
秋田県仙北郡美郷町浪花
字畑ケ沢　二〇番三　一号及び二号
二〇番二　三号
二二番四　四号
二一番五三　五号
二一番一三　六号
二一番三三　七号及び八号
二一番一〇　九号から十一号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を昭和六十三年建設省告示第二千百九十七号で指定した第十一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を昭和四十二年建設省告示第三千九百二十六号で指定した第四十四号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県仙北郡美郷町浪花
字小杉崎　七二番一　一号
字畑ケ沢　二四番一七　二号
二四番一四　三号、四号及び十号
二四番一一　五号、八号及び九号
二四番八　六号
二三番二　七号
二〇番三　十一号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天江沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県雄勝郡東成瀬村椿川
字天江　一四番三　一号
四二番　十号
四〇番八　十一号
九番二　十二号
三番二　十三号
五番二地先道路敷　十四号
四七番一　二号
四五番二　三号及び四号
四一番　五号から七号まで
三六番一　八号
三六番一地先道路敷　九号

○防衛省告示第百四十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年七月二十日
防衛大臣　北澤　俊美
日時　平成二十二年八月一日から平成二十二年九月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで
区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒
実施艦　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十二号

海上における耐衝撃試験を次のとおり実施する。
平成二十二年七月二十日
防衛大臣　北澤　俊美
日時　平成二十二年八月四日から同月七日まで（予備、同月八日から同月九日まで）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦六隻
その他　一　試験は、前記区域に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　試験実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中国地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年七月二十日
中国地方整備局長　福田　功
その関係図面は、平成二十二年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二号　尾道市栗原町七二二〇番三から同市栗原町七二〇九番三まで　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十二年七月二十日
北海道開発局長　関　克己
一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　旭川圏都市計画道路事業三・四・四十六号東神楽線
三　事業施行期間　自平成二十二年七月二十日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道上川郡東神楽町字東神楽、ひじり野北一条六丁目及びひじり野北一条七丁目地内
使用の部分　なし